

第1回 定例会

令和4年度予算など40件を可決・同意

国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について

今回の改正は、国民健康保険の赤字解消に向けて保険税率などを引き上げるとともに、未就学児の均等割額を5割軽減するもので、賛成多数で原案可決されました。文教社会常任委員会での審査の概要は次のとおりです。

問 保険税率を引き上げる以外の方法では、赤字を削減できないのでしょうか。

答 保険税の収納率向上や県からの交付金の積極的な獲得で赤字の削減はできますが、本市の赤字発生の原因の大部分は保険税率などが低いことです。これを引き上げずに赤字の解消を図ることはできないと考えています。

問 保険税率を標準保険料率に近づけないと、市にとってどのような不利益が生じるのか伺います。

答 標準保険料率に近づけていかないと交付金の評価項目が達成できなくなり、県からの交付金が減額されてしまします。この減額による財源の不足分は被保険者に負担していただすことになり、不利益につながると考えています。

問 令和7年度までに赤字を解消する計画とした理由について伺います。

答 交付金を獲得することが被保険者の負担軽減につながりますので、交付金の獲得に配慮して計画を検討した結果、令和7年度までの赤字解消計画となっています。

問 子どもの均等割額の軽減措置制度の対象者などについて伺います。

答 小学校に入学する前の未就学児が対象で医療分と後期分の均等割額が1人当たり5割軽減されます。令和3年10月1日時点での対象世帯は410世帯、対象者は561人で、影響額は約680万円の軽減が図られます。

問 国民健康保険運営協議会の概要、委員の構成及び協議会の中に出た委員からの意見について伺います。

答 協議会は国民健康保険の運営に関する重要な事項を審議するため、国民健康保険法や市条例などの規定に基づき設置された市長の付属機関です。委員は10名で、被保険者を代表する委員3名、医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員3名、公益を代表する委員3名、被用者保険などの保険者を代表する委員1名で構成され、任期は3年です。

協議会の中では▽保険税率などの見直しは致し方がない▽赤字解消計画となつたからには極力なだらかな税率の見直しを望む、高齢社会の健康保険を存続させるためにはやむを得ないと考える▽税率などの見直しのみならず、医療費適正化対策など赤字の解消に向けた施策をさらに推進されたいーといった意見がありました。

問 他市の保険税の見直し状況について伺います。

答 保険税を採用している県内の9市の中で、6市が令和4年度に見直しを実施します。見直しを行わない3市の中で、1市は既に赤字が解消されており、残りの2市は令和8年度までに赤字を解消する計画となっています。

海老名市企業立地促進条例の一部改正について

この改正は、令和4年3月31日をもって失効する条例の期限を延長とともに、市内に立地する企業への奨励措置を拡充するもので、賛成多数で原案可決されました。経済建設常任委員会での審査概要は次のとおりです。

問 奨励措置のこれまでの実績、効果について伺います。

答 奨励措置を始めた平成20年度以降の認定企業は13社で、市内への新規立地が7社、市内での事業拡大が6社です。この奨励措置によって、13社合わせると従業員の雇用が3000名以上拡大されるとともに、法人市民税や固定資産税などで約66億円を超える納付がありました。

問 奨励措置の周知方法について伺います。

答 市のホームページや広報、企業が集まる展示会でのパンフレット配布などで周知するほか、県が中心となつて誘致の協議会において企業にアプローチしています。

問 新たに市内企業活用奨励金を設けた背景および目的について伺います。

答 これまで進めてきた奨励措置によって市内に投下された設備投資額は、大変大きな額となっています。こういった工事の施工や機械設備の導入などを市内の事業者に発注した場合に奨励金を交付して、市内の事業者にも経済効果が波及するような形で市内経済の好循環に結びつけたいと考え、創設したものです。

問 一般会計補正予算（令和3年度第13号～第15号、令和4年度第1号）

1月の第1回臨時会に提案された令和3年度補正予算（第13号）では▽民間保育士などの処遇改善▽中学校給食の完全実施に向けた食の創造館増築棟の整備などの費用が計上され、賛成多数により原案可決されました。

また、第1回定例会初日に提案された補正予算（第14号）では▽海老名市在住・在勤者に対して保険適用のPCR検査などを実施した医療機関への補助▽5歳から11歳ま